



佐市環保第783号
令和6年2月9日

佐賀県知事
山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議
について（回答）

令和6年1月29日付け企第852号の協議については、異議ありません。ただし、本工事の実施に当たっては、下記の事項を遵守されたい。

記

- 1 本協議書に定める工事に関する留意事項を遵守すること。
- 2 本工事の実施に当たっては、佐賀県有明海漁業協同組合及び佐賀県農業協同組合と協議のうえ、水産物及び農畜産物に影響を与えないよう十分に配慮すること。
- 3 本工事に関して、地元住民等から相談・苦情があった場合は、誠実に対応すること。
- 4 本工事に起因する公害が確認された場合は、速やかに関係機関に連絡し、対策を協議すること。
- 5 本工事を行う者の責めにより被害を与えたときは、直ちに、所要の復旧対策及び関係法令に基づく損害賠償を行うこと。



J Aさが総務発第 99 号
令和 6 年 2 月 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県農業協同組合
代表理事組合長 楠 泰誠



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議について（回答）
（佐賀駐屯地（仮称）に係る工事）

令和 6 年 1 月 2 9 日付け企第 8 5 2 号で協議のあった標記の件については、
異議はありません。

なお、周辺農地等への環境や農畜産物の生産への配慮と、農家組合員から申し
出があった場合は誠実に対処することを要望します。

担当：総務部 総務課

電話：0952-25-5176



佐有漁協総 205 号
令和6年1月31日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議について（回答）
（佐賀駐屯地（仮称）に係る工事）

令和6年1月29日付、企第852号で協議があった標記の件については、下記のとおり回答します。

記

- 1 佐賀駐屯地（仮称）に係る工事については、別紙1（写し）の留意事項を遵守すること。特に、コンクリート打設工事は、ノリ漁期間中は行わないこと。
- 2 その他、本工事に起因する水質の変化が確認された場合は、速やかに佐賀県有明海漁業協同組合へ連絡し、対策を協議すること。

工事に関する留意事項

1. 佐賀駐屯地（仮称）整備工事によるコンクリート打設工事はノリ漁期間中は行いません。
2. 施工区域内に降った雨水は、仮設調整池に一旦貯め、関係法令や県条例などの環境基準及び公害防止協定の基準値を満たすよう濁水処理を行うとともに、下流への影響を低減するため流量を調整した上で、空港の場周水路に排水します（工事中の排水ルートは別添 2、仮設調整池における濁水処理方法や水質測定については別添 4 のとおり）。

なお、コンクリート打設工事を行う期間には、工事箇所の近傍に貯水池を設置し、集水した雨水は、pH 処理を確実に実施した上で、仮設調整池まで流下します。
3. 本工事に起因する水質の変化が確認された場合は、速やかに佐賀県、佐賀市及び佐賀県有明海漁業協同組合等の関係機関へ連絡をし、対策を協議します。
4. 工事で使用する重機は低騒音型・低振動型の重機を使用します。

また、稼働していない重機及び車両はアイドリングストップを行い、重機の不要な空ぶかしは行いません。
5. 工事区域外へ土埃が飛散しないよう、外周に仮囲いを設置するとともに、施工中は適宜散水を行うこととし、防塵対策に努めます。

また、工事区域出入口において、工事車両は泥落とし装置等によりタイヤ洗浄を行い、一般道路を土砂や泥で汚さないように努めます。さらに、道路清掃員を配置し、汚れが確認された場合は除去します。

なお、夜間工事を行う際には、工事区域外に照明を照射しないこととします。
6. その他、公害防止協定の内容を遵守するとともに、本協議内容の対象を超える工事については、別途協議して進めます。

以上